

日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本地区は、日本ボーイスカウト東京連盟あすなろ地区と称する。

(目 的)

第2条 本地区は、日本連盟、東京連盟の目的と基本および諸規程ならびにその方針に従い、地区内のスカウト運動を推進し地区内各団の発展に寄与するとともに、同様の目的を有する他の団体との友好を図ることを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第3条 本地区は、日本連盟に加盟登録し承認されたあすなろ地区内の加盟団をもって構成する。

第3章 地 区 総 会

(開 催)

第4条 本地区は毎年1回、年次地区総会を開催する。

2. 地区協議会長の発議または本地区構成団の半数以上の要求により、臨時地区総会を開催することができる。

(構 成)

第5条 地区総会は、地区協議会の構成員をもって構成する。

2. 地区総会の議長は、地区協議会長またはその指名を受けた者とする。

(招 集)

第6条 地区総会は、地区協議会長（欠員の場合は、地区協議会を代表する者）が招集する。

2. 地区総会招集は、開催1週間以前に地区協議会構成員に通知する。

(成立と決議)

第7条 地区総会は、協議会構成員の過半数（委任状による出席を含む）をもって定足数とする。

2. 地区総会の議決は、出席者の多数決による。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(審議・報告事項)

第8条 年次地区総会では、次の事項を審議決定または報告するものとする。

- (1) 事業報告・会計報告
- (2) 事業計画・会計予算
- (3) 地区役員および監事の選出及び確認
- (4) 地区名誉会議委員の推薦
- (5) その他本地区に関すること

第4章 役員等

(種類及び人数)

第9条 本地区に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 地区協議会長 | 1名 |
| (2) 地区協議会副会長 | 若干名 |
| (3) 地区委員長 | 1名 |
| (4) 地区副委員長 | 若干名 |
| (5) 地区コミッショナー | 1名 |
| (6) 地区副コミッショナー | 5名 |
| (7) 団担当コミッショナー | 2名 |
| (8) 運営委員会委員長 | 5名 |
| (9) 専門委員会委員長 | 3名 |
| (10) 特別委員会委員長 | |
| (11) 会計 | 1名 |
| (12) 事務長 | 1名 |

2. 前項(8)～(12)については必要に応じて副を若干名置くことができる。

(選任)

第10条 地区協議会長および地区委員長は、団委員長会議において推薦された者を、地区総会において団委員長代表が提案し、承認を得る。

2. 地区協議会長、地区委員長及び特別委員会委員長以外の役員および監事は、地区総会において地区委員長が提案し、承認を得る。
3. 特別委員会委員長は、地区協議会において地区委員長が提案し、承認を得る。

(任期)

第11条 役員および監事の任期は選任後直近の年次地区総会終了のときまでとする。
ただし、再任を妨げない。

2. 各コミッショナーの任期は、日本連盟規程による。
3. 役員および監事が退任するときは、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

(名誉役員)

第12条 本地区に、名誉役員として、相談役、顧問を置くことができる。

2. 名誉役員は、地区委員会で選任し、地区総会において承認を得る。

第5章 地区協議会

(設置と責務)

第13条 本地区に地区協議会を設ける。

2. 地区協議会は、本地区の目的達成のための重要事項を協議・決定する。

(構成)

第14条 地区協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 役員
- (2) 監事
- (3) 名誉役員
- (4) 本地区内加盟団団委員長
- (5) 本地区内加盟団隊長

2. 地区協議会の議長は、地区協議会長とする。ただし、地区協議会長に事故ある場合は、地区協議会副会長または指名を受けた者とする。

3. 名誉役員の協議会参席は自由とする。

(招 集)

第 15 条 地区協議会は地区協議会長の招集により、6 月、9 月、1 月と、その他必要に応じて開催する。

2. 地区協議会の招集は、開催 1 週間以前に協議会構成員に通知する。

(議 決)

第 16 条 地区協議会の議決は、出席者の多数決による。可否同数のときは議長の決するところによる。

第 6 章 地 区 委 員 会

(設置と責務)

第 17 条 本地区に地区委員会を設ける。

2. 地区委員会は、地区総会の承認を得た計画に従い、本地区の維持、業務の執行、および運営の責に任ずる。

(構 成)

第 18 条 地区委員会は、役員をもって構成する。

2. 地区委員会の議長は地区委員長とする。但し、地区委員長に事故ある場合は、地区副委員長または指名を受けた者とする。

(招 集)

第 19 条 地区委員会は、地区委員長（地区委員長欠員の場合は、地区委員会を代表する者）が招集し、原則として毎月、または必要に応じて随時開催し、地区委員長がこれを主宰する。

2. 地区委員会の招集は、開催 1 週間以前に役員に通知する。

第 7 章 名 誉 会 議

(設置と責務)

第 20 条 本地区に名誉会議を設ける。

2. 名誉会議は地区委員会の委任により、表彰、感謝等の名誉にかかる事項、または名誉にもとる事項を、審議決定する。

(構 成)

第 21 条 名誉会議の構成員は次の通りとする。

(1) 地区コミッショナー、

(2) 地区協議会長

(3) 地区副協議会長

(4) 地区委員長

(5) 地区副委員長

(6) 名誉会議議員

(7) 事務長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない。）

2. 地区副コミッショナーは、必要に応じて名誉会議に出席し、発言することが出来る。ただし議決の数に加わらない。

3. 議長は、地区コミッショナーとする。ただし、地区コミッショナーに事故ある場合は、地区委員長または指名を受けた者とする。

(招 集)

第 22 条 名誉会議は、地区コミッショナーが、必要の都度招集する。

2. 地区コミッショナー欠員の場合は、地区委員長が招集する。

(定足数)

第 23 条 名誉会議の定足数は、名誉会議構成員の過半数（委任状による出席を含む）とする。

(議 決)

第 24 条 名誉会議の議決は出席者の多数決によるものとし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

2. 名誉会議の決定は、地区委員会に報告しなければならない

3. 名誉会議の出席者について審議を行う場合、当該出席者には予め退席を求める。なお退席した構成員は、当該審議について定足数および議決数から除外する。

(守秘義務)

第 25 条 名誉会議の出席者は、本会議において知り得た個人の審議内容、決議に関して守秘義務を負う。

2. 審議のため配布した資料で人名が記載されたものは、審議終了次第回収する

(表彰に関する取扱)

第 26 条 表彰に関する事項は、「あすなる地区表彰に関する内規」で定めるところによる。

2. 緊急を要する場合に限り、名誉会議議長、地区協議会長および地区委員長の協議により、表彰を決定出来るものとする。ただし、その結果は速やかに名誉会議および地区委員会に報告しなければならない。

(選 任)

第 27 条 名誉会議議員は 2 名とし、地区委員会で推薦し地区総会の承認を得る。

2. 名誉会議議員の任期は、翌年度の年次地区総会終了のときまでとし、再任を妨げない。

第 8 章 各 種 委 員 会

(設 置)

第 28 条 地区委員会はその下部機構として各種の運営委員会および専門委員会を設ける。

2. 地区委員会は、必要に応じて、特別委員会を設けることができる。

(運営委員会)

第 29 条 運営委員会は、次の 5 種とし、地区委員会の委任した事項を処理するためにこれを常設する。

(1) 組織拡充委員会

(2) トレーニング委員会

(3) 安全管理委員会

(4) 進歩委員会

(5) 野営・行事委員会

(専門委員会)

第30条 専門委員会は地区委員会の委任した事項を処理する。

- (1) 国際委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 信仰奨励委員会

第9章 会 計

(資 金)

第31条 本地区を運営するための資金は、各加盟団からの分担金をもって賄う。

2. 分担金の金額、徴収方法は、地区総会の承認を経てこれを決定する。

(経 理)

第32条 本地区の経理は、地区委員会の指示に従って整理、記録され、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則に従って行わなければならない。

(予 算)

第33条 本地区の予算は、毎会計年度ごとに編成し、地区総会の承認を受けるものとする。

(決 算)

第34条 本地区の決算は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成し、監事の監査を受けて地区総会に報告し、その承認を受けるものとする。

(会計年度)

第35条 本地区の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(監 事)

第36条 監事は、地区の資金および経理を監査する。

2. 監事は、役員を兼ねることはできない。

第10章 そ の 他

(トレーニングチーム)

第37条 トレーニングチームに関する事項については「あすなる地区トレーニングチームに関する内規」による。

(地区を代表するローバー会)

第38条 地区内に所属するローバースカウトまたは同年代の指導者が本地区内で各団横断的なグループを組織した場合、地区委員会は、そのうちグループのみを、本地区を代表するローバー会として指定することができる。

2. 本地区を代表するローバー会は、参加者の自主性に基づき、「あすなる地区を代表するローバー会に関する内規」を順守して運営されなければならない。

(慶弔見舞)

第39条 地区および地区外の個人または団体に対する慶弔は、「あすなる地区慶弔取扱基準」による。

(改 廃)

第40条 本規約の改廃は、地区総会の承認を要する。

本規約は平成24年4月1日より実施する。

改正：平成29年4月27日